



埼玉県報

第688号
令和8年(2026年)
1月27日
火曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病害虫防除所）
- 肥料の品質の確保等に関する法律の規定による登録事項の変更に関する告示（病害虫防除所）
- 春日部都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 県立高等学校入学者選抜システム構築及び運用保守業務委託に関する落札者等の告示（高校教育指導課）
- 県道広木折原線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（熊谷建築安全センター）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第七十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第一百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

一 試験種目

第八回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあっては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和八年二月三日（火）から令和八年二月十九日（木）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）
ロ 口述試験
ハ 適性検査
ニ 身体検査
ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和八年二月二十七日（金）から同月二十八日（土）までの間の一日を指定

ロ 口述試験及び身体検査

令和八年三月一日（日）

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 埼玉県さいたま市北区日進町一一四〇一七

九 陸上自衛隊大宮駐屯地

口 東京都練馬区大泉学園町

八 陸上自衛隊朝霞駐屯地

八 採用予定時期

令和八年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎二階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話○四八一八三一一六〇四三一）

（ウェブ／＼<https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hql-saitama@pco.mod.go.jp）

口 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS—1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話○四八一六五一一二四二一〇）

八 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話○四一二九二三一四六九一）

二 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話○四八一四六六一四四三五）

木 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話○四八一五二二一四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話○四九四一一一一六一五七）

告 示

埼玉県告示第七十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年一月二十七日

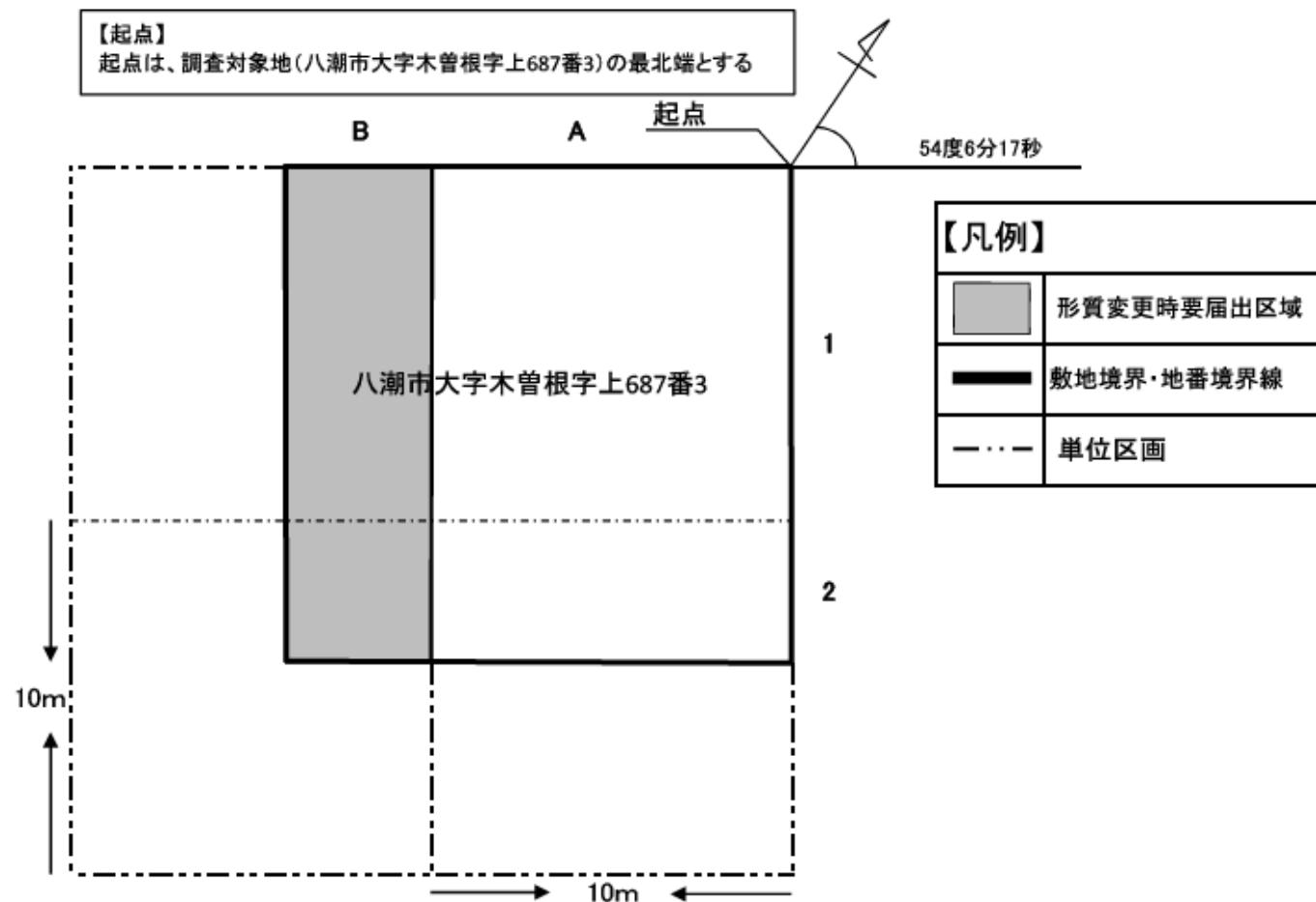
埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字木曽根字上六百八十七番三の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



埼玉県告示第七十二号

告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年一月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

六二二号	埼玉県第	六六〇号	埼玉県第	五八九号	埼玉県第
末肉かす粉		肥料乾燥菌体		肥料乾燥菌体	
す010 肉か・		号東水1		52号	体肥料乾燥菌
格のとおり 項は、公定規 格のとおり	窒素全量 十・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 の他の制限事 のとおり	一〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	りん酸全量 五・五 窒素全量	格のとおり 項は、公定規 格のとおり	二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 の他の制限事 のとおり
五日 年十一月	令和十三	五日 十二月十	令和十年	十月五日	令和十年
二号	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番十	東洋水産株式会社 東京都港区港南二 丁目十三番四十号		番地 町渡瀬二百二十二	朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川

埼玉県告示第七十三号

告 示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に係る変更の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和八年一月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

登録番号	肥料の種類	変更事項	埼玉県知事 大野元裕
料 乾燥菌体肥	六六七号 埼玉県第 六三三号 埼玉県第 五八六号 埼玉県第 五一一号 埼玉県第 四九九号 埼玉県第 四八八号 埼玉県第 四六七号 埼玉県第 三五四号 埼玉県第	消石灰 消石灰 消石灰 生石灰 消石灰 ウム肥料 炭酸カルシ 消石灰	株式会社明治 代表者の変更 株式会社 代表者の変更 秩父石灰工業
変更後	変更前	変更後	変更前
八尾 文二郎	松田 克也	坂東 正隆	坂東 秀隆

告 示

埼玉県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

一 施行者の名称

春日部市

二 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業三・四・三十一号春日部駅東西連絡道路

三 事業施行期間

令和八年一月二十七日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁東一丁目、南一丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県春日部市粕壁東一丁目、粕壁一丁目、南一丁目地内

告 示

埼玉県告示第七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年一月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

県立高等学校入学者選抜システム構築及び運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課入学者選抜・教員研修担当 埼玉県さ
いたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1号

3 落札者を決定した日

令和 7 年11月18日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社教育ソフトウェア 東京都八王子市横山町10番 2 号八王子 S I A ビル

5 落札金額

112, 497, 000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 7 年 9 月30日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒井敦司

- | | | |
|---|-------|-------|
| 一 | 道路の種類 | 県道 |
| 二 | 路線名 | 広木折原線 |
| 三 | 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
で	児玉郡美里町大字円良田字笹平一 四五番一地先から同郡同町大字 円良田字笹平一四一一番一地先ま	区間
二八・四五	一四・六九	敷地の幅員 (メートル)
	一四・六〇	延長 (メートル)
	一四一・一〇	
	道路改築工事による。	備考

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

令和八年一月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高頭秀和

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第一号	令和八年一月二十七日	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番一外百六十八筆	埼玉県熊谷建築安全センター内

埼玉県選管告示第八号

告 示

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

第 十六 区	第 十五 区	第 十四 区	第 十三 区	第 十二 区	第 十一 区	第 十 九 区	第 八 区	第 七 区	第 六 区	第 五 区	第 四 区	第 三 区	第 二 区	第 一 区	選 挙 区 名
代 選 理 す べ き 務 者 を	選 挙 長	代 選 理 す べ き 務 者 を	選 挙 長	代 選 理 す べ き 務 者 を	選 挙 長	代 選 理 す べ き 務 者 を	選 挙 長	代 選 理 す べ き 務 者 を	選 挙 長	代 選 理 す べ き 務 者 を	選 挙 長	代 選 理 す べ き 務 者 を	選 挙 長	職 務	
埼玉県さいたま市浦和区	埼玉県川越市	埼玉県さいたま市浦和区	埼玉県所沢市	埼玉県三郷市	埼玉県川口市	埼玉県桶川市	埼玉県さいたま市見沼区	埼玉県さいたま市緑区	埼玉県鶴ヶ島市					住 所	
片岡浩一	秋田大輔	岡野裕之	西山淳次	石島哲也	菅克己	甘樂章	尾前健三	松本徳子	長峰宏芳					氏 名	

告 示

埼玉県選管告示第九号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

選挙分会長の職務を代理すべき者	選挙分会長	職務
埼玉県川口市	埼玉県鶴ヶ島市	住所
菅克己	長峰宏芳	氏名

告 示

埼玉県選管告示第十号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

審査分会長	職務
埼玉県所沢市	住 所
西山淳次	氏 名 尾前健三

告 示

埼玉県選管告示第十一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

一日時 令和八年一月二十七日 午後七時二十分

二場所 埼玉県庁本庁舎議室

告 示

埼玉県選管告示第十二号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

一日時 令和八年一月二十九日 午前十時

二場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第十三号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

一日時 令和八年一月二十七日 午後七時

二場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

告 示

埼玉県選管告示第十四号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

一日時 令和八年一月二十七日 午後七時四十五分

二 場所 埼玉県庁本庁舎議室